

## ○あっせん、調停、仲裁とは

あっせん・・・公害紛争の当事者が主体となって当事者自身の努力による自主的解決を期待する制度です。公害審査会委員の中から選ばれた3名以内のあっせん委員が当事者の話し合いを側面から援助しますが、当事者間における積極的な話し合いとお互いに譲り合って紛争を解決しようという意思が必要となります。あっせんの結果、当事者間に合意が成立したときは、あっせん委員立ち会いの下に、合意に関する内容を記載した和解契約書を作成しますが、調停の場合と同様、民法上の和解契約であり、強制力はありません。あっせんの申請手数料は無料です。

調 停・・・公害審査会委員の中から選ばれた3名の委員からなる調停委員会が、当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続きで、これまでに最も多く利用されている制度です。調停においては、調停委員会が主体となって話し合いを進めますが、当事者双方がお互いに譲り合って紛争の解決を図ることが必要となりますので、当事者の一方が出席をしない場合や、話し合いの結果、合意が成立する見込がない場合には、調停手続が打ち切られることとなります。調停委員会は、当事者双方から繰り返し意見聴取を行ったり、事件の関係人や参考人に陳述や意見を求めたり、あるいは必要な調査をしたりして、当事者の主張を整理するとともに、当事者の狩猟の根拠となる事実をできるだけ明らかにしたうえで、これらの結果をもとに調停案(調停条項)を作成し、当事者間に紛争解決についての合意ができるよう努めることとなります。提示された調停案に当事者間が同意すれば、民法上の和解が成立しますが、調停書に強制力はありません。調停の申請には所定の手数料が必要です。調停から仲裁への移行も可能です。

仲 裁・・・紛争当事者の双方が裁判所に訴える権利を放棄し、紛争の解決を、公害審査会委員の中から選ばれた3名の仲裁委員からなる仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを約束することによって紛争を解決する制度です。仲裁により紛争を解決するには、予め当事者間で、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、仲裁委員会に判断を委ねるという仲裁契約の締結が必要となります。仲裁委員会は、いわば当事者の合意によって当該紛争の解決のために設けられた裁判所のようなもので、当事者の主張を聞き、事実を調べ、認定した事実をもとに仲裁判断をします。仲裁判断は確定判決と同一の効力を持ち、相手方が義務を履行しないときは、裁判所に執行判決を求めた上で強制執行することができます。仲裁の申請には所定の手数料が必要です。